

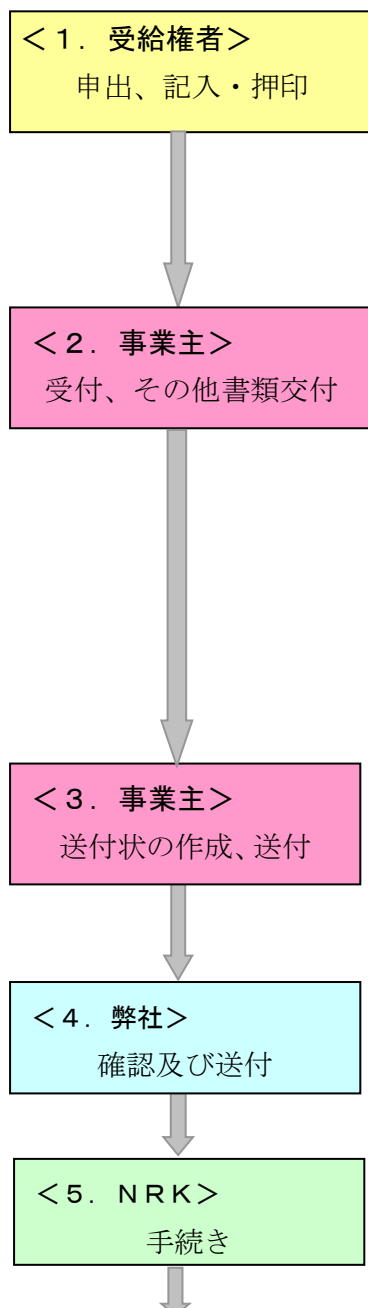
第Ⅸ章 3. 障害給付金の裁定請求

障害給付金の受取方法には、「第Ⅶ章 1. 給付事務の概要」で説明したとおり、「障害年金」、「障害年金・一時金併給」、「障害一時金」の3種類があります。（規約によっては「障害年金」での受取りしか認められていない場合もあります。規約で確認してください。）

また障害給付金の裁定請求を老齢年金の受給開始前に行うか、受給開始後に行うかにより手続きが変わってきます。

ここでは、3種類の受取方法、手続き時期ごとの裁定請求の方法について説明します。

（1）老齢年金受給開始前に「障害年金」、「障害年金・一時金併給」で受取する場合の裁定請求手続きの流れ



高度障害状態になったことによる受給権取得後、受給開始を希望する際に、事業主に受給したい旨を申し出、下記帳票に記入・押印の上、必要帳票（高度障害を証する書類（写）、後述（3）－④参照）をセットして事業主に提出します。

帳 票
「年金計画資料作成依頼書 (ID 32005)」

事業主は、「年金計画資料作成依頼書 (ID 32005)」に記入・押印もれがないか、必要書類の有無の確認を行います。

この際、あるいは上記の申出を受けた際に、下記帳票を受給権者に渡してください。

帳 票
「年金計画作成ワークシートⅠ (ID 32011)」
「年金計画作成ワークシートⅡ (ID 32012)」
「裁定請求書(年金、年金・一時金併給) (ID 32002)」

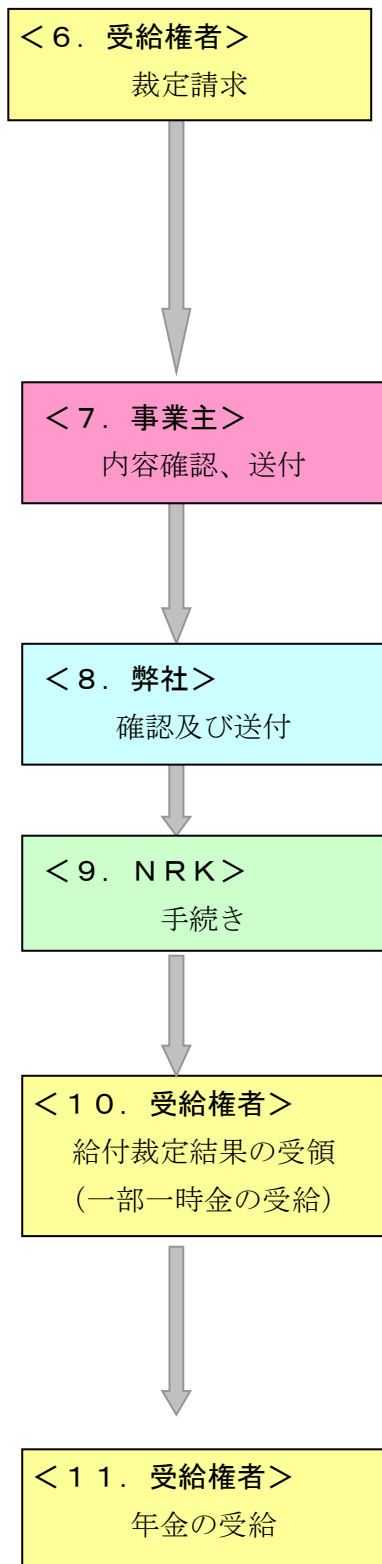
※年金計画作成ワークシートは、受給権者が計画を立てる際のサポート資料で、提出は必須ではありません。

「裁定関係書類 企業型送付状 (ID 40036)」を作成し、「年金計画資料作成依頼書 (ID 32005)」と必要帳票をセットして弊社宛に送付します。

弊社にて所定の確認のうえ、NRKへ送付します。

NRK登録後 1 週間程度で下記帳票を作成し、受給権者（登録の住所宛）に送付します。

還 元 帳 票
「確定拠出年金のお受け取り手続きに関するご案内(年金計画作成のお知らせ) (ID LPBX0005)」



事業主から交付を受けた「年金計画作成ワークシートⅠ (ID 32011)」、「年金計画作成ワークシートⅡ (ID 32012)」とNRKから送付された「確定拠出年金のお受け取り手続きに関するご案内(年金計画作成のお知らせ) (ID LPBX0005)」を使用して年金計画を立てます。

これをもとに、同じく事業主から交付された下記帳票に記入・押印して必要書類とともに事業主に提出します。

帳 票
「裁定請求書(年金、年金・一時金併給) (ID 32002)」

事業主は、記入・押印もれの有無、必要書類の有無の確認を行います。「裁定関係書類 企業型送付状 (ID 40036)」に記入のうえ、「裁定請求書(年金、年金・一時金併給)(ID 32002)」及び必要書類をセットして弊社宛に送付します。

弊社にて所定の確認を行い、裁定請求日を記入後、NRKへ送付します。

裁定を行い、支給可能な場合は下記帳票を受給権者(登録の住所宛)に送付します。

還 元 帳 票
「給付裁定結果のお知らせ (ID LPBX0008)」

障害給付金の支給が可能であるときは、NRKから「給付裁定結果のお知らせ (ID LPBX0008)」により受給権者に「年金の支給予定期間」「年間支給回数」「年金の支給日」「年金額」等をお知らせします。また、個人別管理資産額の一部を障害一時金で支給するときは、さらに下記帳票が送付され、「障害一時金額」をお知らせし、障害一時金を支給します。

「給付金支払のお知らせ (ID LPBX0009)」

年金は給付裁定時に決定した年間支給回数に基づき、規約で定められた各支給期月の支給日に支給します。年金は後払いですので、各支給月においては前回支給月から今回支給月の前月(以下、「支給対象月」という。)までの期間に係る年金を支給します。

還 元 帳 票
「年金支払のお知らせ (ID LPBX0010)」

注意**・裁定請求書の提出について**

裁定請求書に指定する送金先口座は、受取人名義の国内口座に限ります。

提出した後は、「給付裁定結果のお知らせ(ID LPBX0008)」が届くまでの間は、Web・ホームページなどを通じて預替えをしないように受給権者に説明してください。万一、預替えを行った場合には、裁定請求書の再提出が必要な場合がありますので、注意してください。

(2) 老齢年金受給開始前に「障害年金」、「障害年金・一時金併給」で受取る場合の提出開始日および提出期限

高度障害認定日以降で、下記「(3)－④提出書類」に記載している「高度障害を証する以下のいずれかの書類」の交付を受けた時点から提出が可能です。提出期限は70歳到達日の前日となりますが、70歳到達直前に提出すると、記入不備等があった場合などには期限に間に合わないケースも想定されますので、3ヶ月程度の余裕を持って提出するよう案内してください。

(3) 老齢年金受給開始前に「障害年金」、「障害年金・一時金併給」で受取る場合のその他ご案内

① 障害年金の支給方法

第IX章 2－(3)－①を参照してください。

② 障害年金の金額の計算方法

第IX章 2－(3)－②を参照してください。

③ 年金支給開始後の受給権者に対する注意事項

第IX章 2－(3)－③を参照してください。

④ 提出書類

提出書類	注意事項
「裁定請求書(年金、年金・一時金併給)(ID 32002)」	単式帳票(Excel版)のためお手元に控えが必要な場合は、コピー(またはPDF保管等)を取っていただくようお願いいたします。
受給権者の印鑑証明書*	発行日より3ヶ月以内の本紙を提出。(コピー不可) なお印鑑証明書に記載の住所と、NRK登録の住所が異なる場合、住所の変更手続きもあわせて必要です。
高度障害を証する以下のいずれかの書類(写) ・障害年金証書(1～2級) ・身体障害者手帳(1～3級) ・療育手帳(最重度、重度 or 重度以上) ・精神障害者保健福祉手帳(1～2級)	「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」を提出する場合には、その手帳名、交付日、氏名、生年月日及び障害の程度が確認できる箇所の写しを提出してください。

記入者の印鑑証明書、戸籍謄(抄)本 ※ 記入者と受給権者の関係によっては、別途書類の提出を求める場合があります。	障害等により本人が記入できず、本人以外の方(原則として3親等以内の親族)が裁定請求書等を記入した場合には、受取人との関係がわかる公的書類を提出してください。また、受給権者が未成年の場合、親権者または未成年後見人を記入者として、受取人との関係がわかる公的書類を提出してください。
--	---

* 企業型の障害給付金については、以下のいずれかの書類を「印鑑証明書」の代替とすることが可能です。
ただし、氏名・住所・生年月日が正しく記載され、裁定請求書および登録内容と一致していることが必要です。

「印鑑証明書」の代替書類

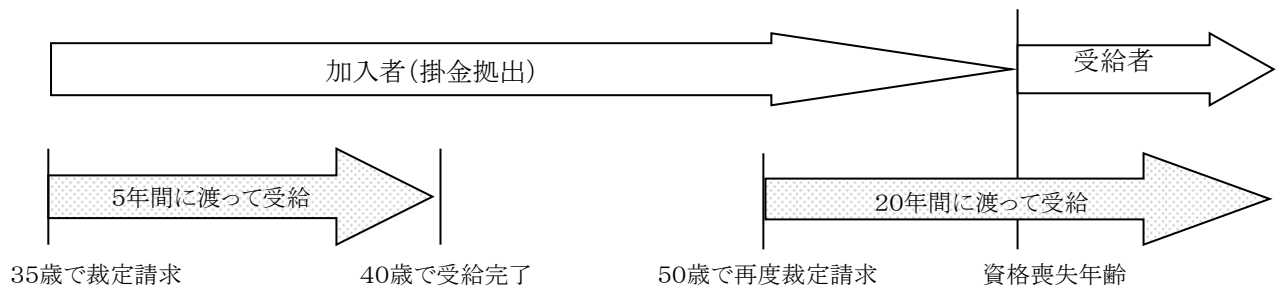
- ・住民票(3ヶ月以内の原本)
- ・戸籍謄本・抄本(住所の確認のため戸籍の附表がついた3ヶ月以内の原本)
- ・在留カードのコピー(有効期限内)
- ・運転免許証のコピー(有効期限内。新住所が裏面に記載されているときは裏面コピーも必要。)
- ・パスポートのコピー(有効期限内。住所については、所持人記入欄の現住所記入が必要。)
- ・特別永住者証明書のコピー(有効期限内)
- ・写真付住民基本台帳カードのコピー(有効期限内)
- ・運転経歴証明書のコピー(平成24年4月1日以降発行のものに限る)
- ・個人番号カード

注意

- ・「健康保険証のコピー」は代替書類には含まれていませんので、注意してください。
- ・書類の有効期限については、「弊社が不備のない書類を受付けた日」時点で確認することになります。
一旦記載もれ等の不備により書類を返却した場合は、再度弊社が受付けた日時点で所定の期限内であることが必要です。有効期限を確認のうえ、提出してください。
- ・本人が記入できず、本人以外の方が裁定請求書等を記入した場合には、印鑑証明書の代替書類による対応はできません。記入者の印鑑証明書が必要になりますのでご注意ください。

⑤事業主が行う事務

- a. 加入者が高度障害となって受給を開始した場合でも、加入者資格を喪失しなければ、継続して掛金が拠出されます。このため、加入者の状態であって、資格喪失年齢に至るまでの間であれば、複数回裁定請求を行うことが可能です。例示すると以下のようになりますので、必要に応じ受給者に案内してください。



- ※ 35歳で裁定請求して支給可能となった資産は、その後37歳で障害の状態から回復した場合でも、そのまま障害給付金として受給できます。

- b. 障害給付金の支給が可能であるときは、「給付裁定結果のお知らせ(ID LPBX0008)」により受給権者に「年金の支給予定期間」「年間支給回数」「年金の支給日」「年金額」等をお知らせし、障害年金を支給します。

また、個人別管理資産額の一部を障害一時金で支給するときは、さらに「給付金支払のお知らせ(ID LPBX0009)」により「障害一時金額」をお知らせし、障害一時金を支給します。

支給要件を満たしていない等の理由により障害給付金を支給できないときは、弊社から「裁定請求書(年金、年金・一時金併給)(ID 32002)」及び必要書類を添えて、返却します。

ポイント

給付裁定をした際に不備が発見された場合、弊社から誤っている箇所や不足している書類等を特定したうえで、提出した「裁定請求書(年金、年金・一時金併給)(ID 32002)」及び添付書類を返却します。事業主は不備解消のうえ、再送してください。

- c. エラー(不備)の具体的な対応について

書類不備・エラーには、以下の2種類があります。

ア. 記入不足・訂正印もれ等の書類上の不備

イ. 障害給付金の支給要件を満たさない等の制度内容に関する不備

弊社からお知らせするエラーの内容に従い、事業主は裁定請求書再提出、必要書類追加、未記入項目追記等の対応を行ってください。

弊社では、受給権者から再提出された請求書の受付日を、裁定請求日として訂正し記入します。
NRKは、この弊社の再受付日を基準として給付裁定を行いますので、その結果、年金支給開始日が変更される場合があります。

※ エラーの代表的な例とその対応内容は、以下のとおりです。

その他エラーについては弊社から連絡します。

エラーの原因の代表例	対 応 内 容
各裁定事由の支給要件を満たしていない。	「確定拠出年金のお受け取り手続きに関するご案内(年金計画作成のお知らせ)(ID LPBX0005)」を参照し、支給要件を満たしたうえで改めて請求してください。
年金規約の内容と相違する裁定請求を行っている。	「確定拠出年金のお受け取り手続きに関するご案内(年金計画作成のお知らせ)(ID LPBX0005)」を参照し、年金規約に合致する内容で請求してください。
商品の購入条件、商品のラインナップに合致しない。	商品の購入条件、商品のラインナップに合わせて請求してください。
裁定請求時の商品構成と裁定請求書の商品構成が合致しない。	現在保有している商品構成で請求してください。 (※3月下旬に運用指図者が裁定請求する場合の注意事項については「第IX章 2. 老齢給付金の裁定請求」を参照してください)
裁定請求書の住所とNRK登録の住所が一致しない。	NRK登録住所を、裁定請求書の住所と一致するよう変更してください。
印影が薄い、ずれている等。	余白に再度、鮮明に押印してください。
記入不備、記入不足等 例) 振分割合の合計が100%にならない。	エラー原因及び対応方法に従い、修正のうえ、請求してください。
訂正印もれ 例) 銀行口座を誤ったが、二重線のみで訂正している。	訂正印が必要になりますので、加入者等氏名欄の印を押印してください。

注意

・障害給付金の受給要件に該当する場合

該当しても給付を希望しない場合は、手続きの必要はありません。

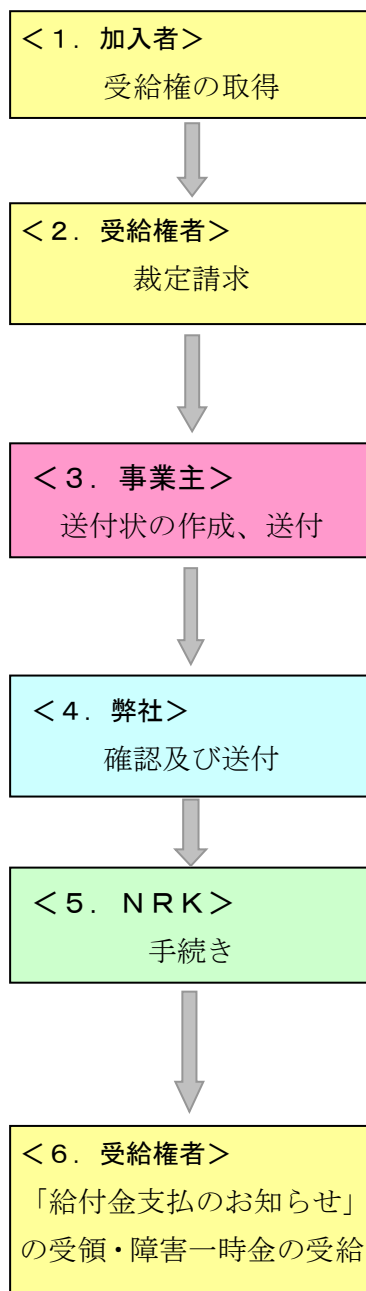
一度裁定で支給可能となった資産は、障害の状態から回復した場合でも失権せず、そのまま受取ることができます。また加入者の状態であって資格喪失年齢に至るまでの間であれば複数回、一時金にて受取することもできます。

・未移換者が障害年金を受給する場合

未移換者(企業型年金加入者で、資格喪失日の翌月から6ヶ月以内で、移換手続きをされていない方)が、当該プラン脱退前に障害年金を受給する場合は、「運用指図者資格取得届(ID 20022)」を同時に提出する必要があります。

高度障害の状態にある者が加入者資格を喪失してから何の手続きもせず資格喪失日の翌月から6ヶ月経過すると、通常どおり自動移換されますので、注意してください。(プランにとどまれなくなります。)

(4) 老齢年金受給開始前に「障害一時金」で受取る場合の裁定請求手続きの流れ



高度障害状態になったことにより受給権を取得します。

事業主から下記帳票を受取り、記入・押印のうえ、必要書類とともに事業主に提出します。

帳 票
「裁定請求書(一時金)(ID 32001)」

事業主は、「裁定請求書(一時金)(ID 32001)」の記入・押印もれの有無、必要書類の添付の確認を行います。
「裁定関係書類 企業型送付状 (ID 40036)」を作成し、「裁定請求書(一時金)(ID 32001)」及び必要書類とセットして弊社宛に送付します。

弊社にて、所定の確認を行い、裁定請求日を記入後、NRKへ送付します。

裁定を行います。

すべての商品の現金化が完了した日(裁定請求日から起算して3ヶ月を経過する日までの間に限る)を一時金額算定基準日として、金額が確定します。障害一時金の支給が可能であるときは、NRKから受給権者に下記帳票が送付され、「障害一時金額」をお知らせし、障害一時金を支給します。

還 元 帳 票
「給付金支払のお知らせ (ID LPBX0009)」

注意

裁定請求書に指定する送金先口座は、受取人名義の国内口座に限ります。

(5) 老齢年金受給開始前に「障害一時金」で受取る場合の提出開始日および提出期限

高度障害認定日以降で、後述「(6)－①提出書類」に記載している「高度障害を証する以下のいずれかの書類」の交付を受けた時点から提出が可能です。提出期限は70歳到達日の前日までとなりますが、70歳到達直前に提出すると、記入不備等があった場合などには期限に間に合わないケースも想定されますので、3ヶ月程度の余裕を持って提出するよう案内してください。

(6) 老齢年金受給開始前に「障害一時金」で受取る場合の その他ご案内

① 提出書類

提出書類	注意事項
「裁定請求書(一時金)(ID 32001)」	単式帳票(Excel版)のためお手元に控えが必要な場合は、コピー(またはPDF保管等)を取っていただくようお願いいたします。
受給権者の印鑑証明書*	発行日より3ヶ月以内の本紙を提出。(コピー不可) なお印鑑証明書に記載の住所と、NRK登録の住所が異なる場合、住所の変更お手続きもあわせて必要です。
高度障害を証する以下のいずれかの書類(写) ・障害年金証書(1～2級) ・身体障害者手帳(1～3級) ・療育手帳(最重度、重度 or 重度以上) ・精神障害者保健福祉手帳(1～2級)	「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」を提出する場合には、その手帳名、交付日、氏名、生年月日及び障害の程度が確認できる箇所の写しを提出してください。
記入者の印鑑証明書、戸籍謄(抄)本 ※ 記入者と受給権者の関係によっては、別途書類の提出を求める場合があります。	障害等により本人が記入できず、本人以外の方(原則として3親等以内の親族)が裁定請求書等を記入した場合には、受取人との関係がわかる公的書類を提出してください。また、受給権者が未成年の場合、親権者または未成年後見人を記入者として、受取人との関係がわかる公的書類を提出してください。

* 企業型の障害給付金については、以下のいずれかの書類を「印鑑証明書」の代替とすることが可能です。
ただし、氏名・住所・生年月日が正しく記載され、裁定請求書および登録内容と一致していることが必要です。

「印鑑証明書」の代替書類

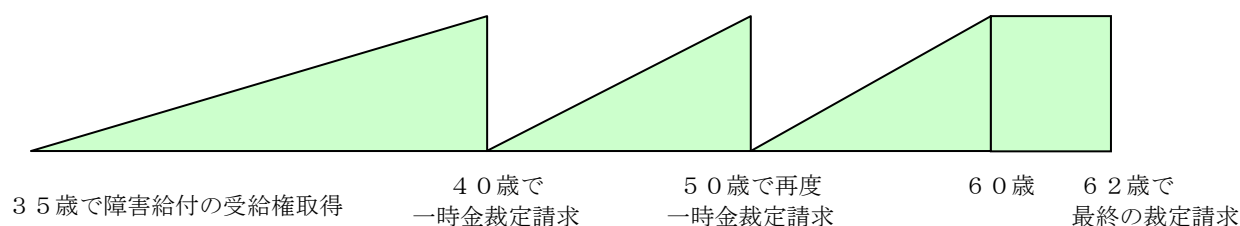
- ・住民票(3ヶ月以内の原本)
- ・戸籍謄本・抄本(住所の確認のため戸籍の附表がついた3ヶ月以内の原本)
- ・在留カードのコピー(有効期限内)
- ・運転免許証のコピー(有効期限内。新住所が裏面に記載されているときは裏面コピーも必要。)
- ・パスポートのコピー(有効期限内。住所については、所持人記入欄の現住所記入が必要。)
- ・特別永住者証明書のコピー(有効期限内)
- ・写真付住民基本台帳カードのコピー(有効期限内)
- ・運転経歴証明書のコピー(平成24年4月1日以降発行のものに限る)
- ・個人番号カード

注意

- ・ 「健康保険証のコピー」は代替書類には含まれていませんので、注意してください。
- ・ 書類の有効期限については、「弊社が不備のない書類を受付けた日」時点で確認することになります。
一旦記載もれ等の不備により書類を返却した場合は、再度弊社が受付けた日時点で所定の期限内であることが必要です。有効期限を確認のうえ、提出してください。
- ・ 本人が記入できず、本人以外の方が裁定請求書等を記入した場合には、印鑑証明書の代替書類による対応はできません。記入者の印鑑証明書が必要になりますのでご注意ください。

②事業主が行う事務

- a. 加入者が高度障害となって受給を開始した場合でも、加入者資格を喪失しなければ、継続して掛金が拠出されます。このため、加入者の状態であって、資格喪失年齢に至るまでの間であれば、複数回裁定請求を行うことが可能です。例示すると以下のようになりますので、必要に応じて受給権者に案内してください。



- b. 障害給付金の支給が可能であるときは、NRKから「給付金支払のお知らせ (ID LPBX0009)」により受給権者に「障害一時金額」をお知らせし、障害一時金を支給します。
受給要件を満たさない等の理由により障害一時金を支給できないときは、弊社から「裁定請求書(一時金)(ID 32001)」及び必要書類を添えて、返却します。

ポイント

給付裁定をした際に不備が発見された場合、弊社から誤っている箇所や不足している書類等を特定したうえで、提出した「裁定請求書(一時金)(ID 32001)」及び添付書類を返却します。事業主は不備解消のうえ、再送してください。

c. エラー(不備)の具体的な対応について

書類不備・エラーには、以下の2種類があります。

ア. 記入不足・訂正印もれ等の書類上の不備

イ. 障害給付金の支給要件を満たさない等の制度内容に関する不備

弊社からお知らせするエラーの内容に従い、事業主は裁定請求書再提出、必要書類追加、未記入項目追記等の対応を行ってください。

弊社では、受給権者から再提出された請求書の受付日を、裁定請求日として訂正し記入します。NRKは、この弊社の再受付日を基準として、給付裁定を行います。

※ エラーの代表的な例とその対応内容は、以下のとおりです。

その他エラーについては弊社から連絡します。

不備・エラーの原因の代表例	対 応 内 容
各裁定事由の支給要件を満たしていない。	「確定拠出年金のお受け取り手続きに関するご案内(年金計画作成のお知らせ)(ID LPBX0005)」を参照し、支給要件を満たした上で改めて請求してください。
年金規約の内容と相違する裁定請求を行っている。	「確定拠出年金のお受け取り手続きに関するご案内(年金計画作成のお知らせ)(ID LPBX0005)」を参照し、年金規約に合致する内容で請求してください。
裁定請求書の住所とNRK登録の住所が一致しない。	NRK登録住所を、裁定請求書の住所と一致するよう変更してください。
印影が薄い、ずれている等。	余白に再度、鮮明に押印してください。
訂正印もれ 例)銀行口座を誤ったが、二重線のみで訂正している。	訂正印が必要になりますので、受取人氏名欄の印を押印してください。

(7)老齢年金受給開始後に「障害給付」を受取る場合の裁定請求手続き

この場合には、老齢年金の受給中に障害一時金を請求するケースと、障害年金に変更するケースがあります。「第IX章 6. 年金計画の変更」にて説明します。

(8)給付にかかる税金

障害年金、障害一時金は非課税とされ、源泉徴収も行いません。

(9)特殊事務

・代理人が行う裁定請求(3種類)

a. 法定代理人による代理請求

「第Ⅸ章 2-(9)-③-a.」を参照してください。

b. 意思確認ができない場合の代理請求

「第Ⅸ章 2-(9)-③-b.」を参照してください。

c. 代理記入による請求

「第Ⅸ章 2-(9)-③-c.」を参照してください。

注意

裁定請求書に指定する送金先口座は、受取人名義の国内口座に限ります。

代理請求については、内容により必要な書類が異なる場合もあるため、必ず確定拠出年金管理部事務担当者まで照会してください。

(10)給付金等の送金不能

「送金不能」とは、給付金の振込先に指定した口座情報の相違等により、振込依頼された金融機関の口座に振込できない状態となることをいいます。

送金不能となった場合、正当な振込口座を調査し、改めて送金を行います。

①事務手続きの概要

「第Ⅸ章 2-(10)-①」を参照してください。

②送金不能が発生する原因

「第Ⅸ章 2-(10)-②」を参照してください。

注意

金融機関の再編や、支店の統廃合により名称が変更されている場合がありますので、裁定請求書に記入する際は、最新の銀行名・支店名等を確認するよう案内してください。

(11) 裁定請求書の記入方法

①「裁定請求書（年金・年金・一時金併給）（ID 32002）」左面

32002 確定拠出年金 裁定請求書（年金・年金・一時金併給）

送付先 三井住友信託銀行株式会社 御中 理由 後援年月日(西暦) 20 XX 年 XX 月 XX 日

日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社 御中 弊社で記入します。

マイナンバー 1 2 3 4 5 6 ○○確定拠出年金プラン

企業コード/プランコース 2 0 0 0 5 3 1 ○○株式会社

加入者番号(注1) 0 0 0 0 6 4 5 7 1 2 加入者氏名 フリガナ ネンキン タロウ

性別(注3) (男) (女) 1 9 X X 年 0 4 月 0 1 日 高所得者番号(注3) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

加入者氏名 漢字 年金 太郎

裁定請求書ページ数 1 / 1

私は、下記裁定事由に基づき、請求を行うにあたり、提出書類と、および、別紙「ご同意いただく事項」の内容に同意いたします。

裁定事由 請求する給付金に該当する裁定事由を選択ください。

裁定事由 ☐ 老齢給付金（年金） ☒ 障害給付金（年金） ☐ 老齢給付金（年金・一時金併給） ☐ 障害給付金（年金・一時金併給）

受取人 白署のうえ実印（印鑑証明書印）をご捺印ください。

受取人氏名 フリガナ ネンキン タロウ 氏名 漢字 年金 太郎

受取人住所 フリガナ トウキョウト オオタカ ダンエンチャウフ 東京都 大田区 田園調布 △-△-△

金融機関 金融機関コード 1 2 3 4 支店コード 5 6 7

フリガナ ヘイ 銀行 番 組 マルノウチ 本店

金融機関名(金融機関名) 丙 信用金庫 労働金庫 信用組合

預金種目 普通 定期 口座番号(右6桁) 1 2 3 4 5 6 7

ゆうちょ 銀行 記号 1 0 番号(右6桁) 1 2 3 4 5 6 7

口座名義人 受取人氏名と同じ

老齢給付金（年金・一時金併給）を請求の方のみ 「送附所属の受給に関する申告書」を提出しない場合は右のチェックボックスにチェックを入れて下さい。

① 記入する運用商品数が1枚でおさまらず複数枚に記入する場合は、「裁定請求書総ページ数」に裁定請求書の総数を記入し、「裁定請求書ページ数」に各裁定請求書ごとに該当するページ数を記入してください。

② 2枚目以降は、プラン番号、プラン名、企業コード/プランコース名、加入者番号または従業員番号、加入者等氏名、及び運用商品の振分内容を記入してください。

印鑑証明書と同じ字体で記入してください。
例：印鑑証明書…「澤田」
記入…「澤田」○
…「沢田」×

実印（印鑑証明書印）を押印してください。

障害給付金の請求の際、受取人が記入できない場合は、代わって記入した代理人が署名してください。

印鑑証明書と同じ住所を記入してください。

受取人本人の口座(国内口座)を記入してください。海外送金はできません。
※金融機関名・支店名は最新の名称を確認のうえ記入してください。
※7桁未満の時は右づめで記入してください。

記入内容を訂正する場合は、二重線で抹消し、実印（印鑑証明書の印）で訂正印を押印ください。

※単式帳票(Excel版)のためお手元に控えが必要な場合は、コピー(またはPDF保管等)を取っていただくようお願いいたします。

※送金口座の記入誤りにより送金不能になった場合、新たに書面で正当な口座の通知を受けた後、再送金することになりますので、着金が遅れます。金融機関の合併等により金融機関名・支店名が変更になっている場合などもありますので、確認のうえ正確に記入してください。

①「裁定請求書（年金・年金・一時金併給）(ID 32002)」右面

保有している運用商品の商品コードと商品名を記入します。

ひとつの運用商品に対する振り分けを合計が100%になるように記入します。

B年金支給(分割取崩型商品)を選んだ場合、合計が100%になるように記入します。8つの商品まで選択可能です。

C年金支給(年金商品)を選んだ場合、合計が100%になるように記入します。年金商品から4つの商品まで選択可能です。

保有商品		保有している商品単位に、各支給内容に振り分け(%)を記入。分割取崩型商品、年金商品として未指定商品(運用指定無し)を選択することはできません。									
商品コード	商品名	A 一時金支給 (%)		B 年金支給 (分割取崩型商品)				C 年金支給 (年金商品)			
		振り分け	商品コード	振り分け	商品名	商品コード	振り分け	商品名	商品コード	振り分け	
00014	丙生命10年GIC	25		1	丙生命10年GIC	00014	50		1	丙生命10年保障期間付終	
1	甲損保積立傷害保険	50		2	甲損保積立傷害保険	00012	50				
00010	スーパー定期5年満期	100		1	スーパー定期5年満期	00011	100				
00017	丙証券短期債券ファンド	100									
00012	甲損保積立傷害保険	50		1	甲損保積立傷害保険	00012	25				
				2	スーパー定期5年満期	00011	25				
00001	丙生命5年GIC	100							1	丙生命10年保障期間付終	
									2	丙生命10年確定年金	
00018	甲乙証券MMF	50									
									1	丙生命10年保障期間付終	

〇年金計画作成時(「確定拠出年金のお受け取り手続書」に関するご案内(年金計画作成のお知らせ))を参照のうえご記入ください。

年金支給開始年	年	4	月	10	日
---------	---	---	---	----	---

年金規約で定められた中から選択して記入します。

〇年金支給(分割取崩型商品)を選択された方は、分割取崩型商品の支給方法を選択してください。年金支給(年金商品)のみを選択された方は、記入しないでください。

分割取崩型商品 支給方法	均等払い	割合指定
-----------------	------	------

支払予定期間	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
分割取崩割合 (%)	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5
支払予定期間	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
分割取崩割合 (%)										

「均等払い」の場合、下欄は記入不要です。このケース(支給予定期間10年)では、自動的に毎年10%として計算されます。

「割合指定」の場合は、上記「支給予定期間」にわたって受取りを希望する取崩割合を5%から50%の範囲内で記入し、合計が100%となるようにします。

第IX章 3. 障害給付金の裁定請求

②「裁定請求書(一時金)(ID 32001)」

32001 確定拠出年金 裁定請求書(一時金)

記入上の注意

三井住友信託銀行株式会社 郵中 理由

依頼年月日(西暦) 20 XX 年 XX 月 XX 日

日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社 郵中

運営管理機関受付年月日(裁定請求日) 20 年 月 日

プラン名 ○○確定拠出年金プラン

企業コード/プランコース 2 0 0 0 0 5 3 1

企業名/プランコース名 ○○株式会社

加入者番号(注1) 0 0 0 0 6 4 5 7 1 2

従業員番号(注2)

加入者氏名 フリガナ ネンキン タロウ 年金 太郎

性別(注3) 男 生年月日(西暦)(注3) 1 9 x x 年 0 4 月 0 1 日 高齢者会員番号(注3) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

私は、下記の裁定事由に基づき、給付金の裁定を請求いたします。
本請求を行うにあたり、運営管理機関、日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社(以下、「NRK」)および運用商品販売会社がお支払い業務に必要な範囲で個人情報を利用することに同意いたします。
また、税務帳票作成業務のために私の個人番号を添付資料のとおり申告し、真実管理機関およびNRKが個人番号を税務帳票作成業務に使用することに同意いたします。
(注) 障害一時金、企業型脱退一時金除く。死亡一時金および個人型脱退一時金は、裁定完了後に税務帳票作成要否が確定します。

裁定事由にチェックしてください。

請求する給付金に該当する裁定事由を選択ください。

裁定事由 ※ ☐ 若齢給付金(一時金) ☒ 障害給付金(一時金) ☐ 脱退一時金

受取人 白籍のうえ実印(印鑑証明書)をご捺印ください。

受取人氏名 フリガナ ネンキン タロウ 実印(印鑑証明書印)を押印してください。

受取人住所 フリガナ トウキョウト オオタカ デンエンチュウブ

東京都 大田区 田園調布 △-△-△

金融機関コード 0 1 2 3 支店コード 4 5 6

フリガナ 丙 丸の内

口座番号(右づめ) ※ 1 2 3 4 5 6 7

ゆうちょ銀行 記号 ※ 1 0

口座名義人 受取人氏名と同じ

若齢給付金(一時金)を請求の方のみご捺印ください。

「遺族所得の受給に関する申告書」右のチェックボックスにチェックをいれ

死亡一時金を請求するに、損害保険会社の「遺族損害保険」金給付金が支払われ、事故・傷病による金給付金が支払われます。

受取人本人の口座(国内口座)を記入してください。海外送金はできません。
※金融機関名・支店名は最新の名称を確認のうえ記入してください。
※7桁未満の時は右づめで記入してください。

①代理請求の場合は、代わって記入した代理人が自署のうえ捺印し、併せて印鑑証明書も提出してください。
②加入者等本人が記入できず、他の方が記入する場合は、原則として三親等以内の親族が代理人として自署のうえ捺印し、あわせて印鑑証明書も提出してください。

記入内容を訂正する場合は、二重線で抹消し、実印(印鑑証明書の印)で訂正印を押印ください。

NRKネットワーク使用欄

保存期間 7年 32001(2020.01)

※単式帳票(Excel版)のためお手元に控えが必要な場合は、コピー(またはPDF保管等)を取っていただくようお願いいたします。

※送金口座の記入誤りにより送金不能になった場合、新たに書面で正当な口座の通知を受けた後、再送金することになりますので、着金が遅れます。金融機関の合併等により金融機関名・支店名が変更になっている場合などもありますので、確認のうえ正確に記入してください。